

成年後見

センターだより

第16号

発行：新宿区社会福祉協議会
新宿区成年後見センター

令和2年7月1日発行

ご存じですか？～地域福祉 権利擁護事業～

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方の支援のため、「成年後見制度」と「地域福祉権利擁護事業（略称：地権）」があります。成年後見制度は聞いたことはあるけれど、地権は聞いたことがない…という方が多いのではないのでしょうか？

まだ成年後見制度は必要ないけれど、日常生活でお困りの方が安心して地域で暮らしていくために、**地権**でお手伝いできることがあります。



◆どこがちがうの？ 成年後見制度と地域福祉権利擁護事業

成年後見制度（法定後見）		地域福祉権利擁護事業
判断能力が不十分な人 （在宅生活者・施設入居者、どちらでも可）	利用する人	判断能力は不十分でも地権の契約内容を理解できる人 （在宅生活者が基本）
成年後見人、保佐人、補助人	支援する人	専門員、生活支援員
生活・医療・介護・福祉にかかわる契約や財産管理などの法的支援	サービスの範囲	日常生活の範囲内での郵便物確認、書類手続や金銭管理などの支援
本人又は親族等が申立をし、家庭裁判所が判断する	利用手続き	利用者本人の意思で新宿区社会福祉協議会（以下、新宿社協）と契約する
基本的に生涯続く	利用期間	利用者の意思で変えられる
成年後見人等の報酬は家庭裁判所が決める（管理財産により変動） 目安：月20,000円～	利用料	利用時間単位 例：月1回、1時間の場合 2,750円（通帳：新宿社協保管時）

◆地権でできることって、どんなこと？

基本

1 福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用方法や手続きに関する相談や利用料の支払い

オプション

2 日常的な金銭管理サービス

日常生活に必要な預貯金の払戻しや預入れ、公共料金等の支払い

3 書類等預かりサービス

日頃使わない大切な書類の預かり

日常生活の範囲でのお手伝いです。契約の取消や本人に代わって契約することはできません。



地権では、新宿社協の「専門員」と「生活支援員」がお手伝いをします。

専門員…新宿社協職員が本人と一緒に支援内容を考えます。契約後も定期的に生活状況の確認をします。

生活支援員…研修を受講した地域住民が、支援内容に沿って支援します。

実際の地権の支援を、生活支援員の支援の流れに沿ってご紹介します！

① 認知症のある A さん（85 歳）の場合

- ・認知症の症状により、通帳を紛失したり、生活費をいくら払戻してよいか分からない。
- ・足が悪く、銀行まで歩いていくことができない。

⇒ 新宿社協で通帳を保管し、月 2 回、生活支援員の C さんが訪問。



10:00 生活支援員 C さん、新宿社協到着

- ・本日の支援内容を確認
- ・新宿社協で預かっている通帳を受取る
- ・自転車で、A さん宅へ移動



ポイント！

通帳の紛失が心配な方は、新宿社協内の金庫で預かることができます！

10:30 A さん宅に到着

- ・A さん自身や室内の変化がないかの見守り
- ・届いていた郵便物の確認
- ・銀行へ行けない A さんに代わり、銀行へ行く



ポイント！

銀行まで歩けない場合は、生活支援員が代わりに行くことができます！

10:45 銀行へ行き、現金を払戻し・支払いをする。

- ・A さんの生活費や支払いのための現金の払戻し
- ・公共料金、配食弁当代などの支払い



11:15 A さん宅へ戻る

- ・支払いをした領収書などを所定のファイルへ整理する
- ・支援内容を確認し、援助実施票に A さんのサインをもらう



ポイント！

書類の整理、確認を生活支援員と一緒にできます！

11:30 A さん宅を出発

12:00 C さん、新宿社協へ戻る

- ・新宿社協職員へ本日の支援の報告、通帳の返却
- ・新宿社協職員が通帳などを社協の金庫へ戻す
- ・支援報告書を作成し、新宿社協に提出

生活支援員 C さんの声

A さんの体調をみながら、支援するようにしています。
「いつもありがとう」と声をかけていただくと、やりがいを感じます。



ポイント！

支援時間に応じた利用料金。成年後見制度に比べ、利用料金が抑えられます。

本日の利用料
10:30~11:30
(1 時間・通帳社協保管)
2,750 円



② 軽度の知的障害のあるBさん（37歳）の場合



- ・軽度知的障害の影響で、計画的に生活費を考えることや書類手続きが苦手
 - ・好きなキャラクターグッズの購入にお金を使い過ぎてしまい、生活費が不足する
- ⇒ 自宅で通帳を保管。月1回、生活支援員のDさんが訪問。

12:45 生活支援員Dさん、自宅発

- ・訪問予定日時に合わせ、Bさん宅へ訪問する

13:00 Bさん宅へ到着

- ・届いていた郵便物の確認
- ・室内に不審なものがないか見守り
- ・本日の支援内容をBさんと確認し、銀行で払戻す金額を決める



ポイント！

通帳を自宅保管している場合は、生活支援員は直接、利用者宅へお伺いします。

13:20 Bさんと一緒に銀行へ出発

ポイント！

できることは見守り、分からない場合にお手伝いします。

ポイント！

銀行まで歩いていける場合は、一緒に銀行へ行きます。

13:35 銀行で払戻し、支払い

- ・Bさんの払戻しの見守り
- ・Bさんが分からない手続きの支援

例) Bさんが払戻票のどこに名前、金額を書くか分からないとき、どこに書くかを指さして支援します



支援時間

14:10 Bさん宅へ戻る

- ・支払いをした領収書などをBさんと一緒に整理する
- ・支援内容を確認し、援助実施票にBさんのサインをもらう



14:20 Bさん宅を出発

14:35 Dさん帰宅、新宿社協へ連絡

- ・電話で支援の報告
- ・支援報告書を作成し、新宿社協に提出

本日の利用料

13:00~14:20
(1時間20分・通帳本人保管)
1,850円

利用者Bさんの声

難しい書類が届いても、Dさんと一緒にみるので安心です。
キャラクターグッズに使っていい金額も分かりました。



<参考>利用料表 ※2時間を超えた場合、30分まで毎に600円加算

	~1時間	1時間1分 ~1時間30分	1時間31分 ~2時間
通帳本人保管	¥1,250	¥1,850	¥2,450
通帳社協保管	¥2,750	¥3,350	¥3,950

※書類等預かりサービス(貸金庫) ⇒ 1,000円/月

地権の支援を希望する方、生活支援員をしてみたい方、制度について知りたい方は、新宿区成年後見センター(TEL:03-5273-4522)までご連絡ください。

ちょこっとワンポイント！

法務局における遺言書の保管等に関する法律について



遺言には自筆証書遺言と公正証書遺言があります。自筆証書遺言は遺言者だけで作成でき、公正証書遺言と比べて手軽で自由度が高いものです。

しかし、遺言者死亡後に家庭裁判所の検認が必要になるほか、様式不備により無効になったり、保管場所不明で発見されなかったり、相続人による破棄や改ざん等が行われる可能性があり、相続時に紛争が生じる恐れがあります。

法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設

令和2年7月10日施行

法務局の遺言保管所（全国312か所）で自筆証書遺言が保管できるようになります。保管を希望する遺言作成者は、事前予約後遺言保管場所に出向き申請します。保管所は遺言書原本とそれを画像形式に変換したデータを保管します。

一旦預けた遺言は、遺言者本人は閲覧することも撤回することもできますが、他の人はたとえ相続人等であっても遺言者が亡くなるまでは閲覧することだけでなく遺言が保管されているかどうかも確認できません。これにより遺言者のプライバシーと遺言内容が守られます。また、家庭裁判所による自筆証書遺言の検認が不要になります。

★詳しくは法務局のホームページをご覧ください。



もっと詳しく
聞きたい！

出前講座のご案内

① 成年後見制度について

② 地域福祉権利擁護事業について

③ 法人後見事業について



新宿社協ホームページ

検索！



職員が地域の皆さんのもとへ出向き、上記の項目についてお伝えする出前講座を無料で行っています。
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出席者の体調管理とマスクの着用、消毒や換気の実施、出席者間に十分な間隔がとれる会場の準備をお願いします。

※内容・詳細については下記の連絡先までお問い合わせください。

新宿区成年後見センターのご案内

【住所】〒169-0075 新宿区高田馬場1-17-20（新宿区社会福祉協議会内）

【電話】03-5273-4522 【FAX】03-5273-3082

【E-mail】skc@shinjuku-shakyo.jp

【URL】http://www.shinjuku-shakyo.jp

【開庁時間】月～金曜日 午前8時30分～午後5時（祝日除く）

※ 新宿区成年後見センターは新宿区社会福祉協議会が新宿区から運営を受託しています。